

2018年10月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は「1.5℃特別報告書」を公表しました。これは、地球温暖化対策に係る2020年以降の新たな国際枠組である「パリ協定」の2015年の採択時に要請を受けて作成したもので、1.5℃の気温上昇にかかる影響、リスク及びそれに対する適応、温室効果ガスの削減等に関する特別報告書となっています。この「1.5℃特別報告書」も踏まえて、昨年12月に開催された国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）においては、「市場メカニズム（排出権取引）のルールに関する交渉」や「各国の温室効果ガス削減目標の強化要請」等が行われました。

また、昨年6月のG20大阪サミットにおいては、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有し、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持することが確認されています。

生物多様性分野に目を向けると、2020年以降の新たな生物多様性の世界目標（ポスト2020生物多様性世界枠組）の草案が本年1月に発表されました。数値目標を積極的に取り入れたものとなっており、更なる検討を経て、本年開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択される予定です。

我が国においては、本年3月に温室効果ガスの削減目標（NDC）を国連気候変動枠組条約事務局に再提出しました。これは、パリ協定に基づき5年ごとに提出・更新する必要があるものです。現在の削減目標を確実に達成するとともに、更なる削減努力を追及することを目指したものであり、これに基づき地球温暖化対策計画の見直しに着手するとしています。

また、昨年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」に基づき、使い捨てプラスチックの削減を目的としたレジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を行うため、昨年12月に容器包装リサイクル法の関係省令が改正され、本年7月から施行されています。

食品ロスの削減に関しては、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が昨年10月に施行され、その推進に関する基本的な方針をまとめた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が本年3月閣議決定されました。

環境行政の究極の目標である持続可能な社会を実現するためには、地球温暖化対策を推進することで実現する低炭素社会のほか、循環型社会及び自然共生社会を目指す必要があり、私たちのライフスタイルや事業活動の転換が強く求められています。

本市においては、暑夏や寒冬となった気候の状況等によりエネルギー消費量の削減があまり進んでいない状況にあります。また、ごみ排出量についても、削減があまり進んでいない状況にあります。今後、エネルギー消費量やごみ排出量の削減のため、市民・事業者によるライフスタイルや事業活動の転換に向けた、さらなる取組が必要です。

これらの状況を踏まえ、本年2月に吹田市第3次環境基本計画を策定し、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む3つの「重点戦略」を掲げ、環境課題の解決に向けた5つの「分野別目標」を設定するなど、取り組むべき内容を整理しました。本計画に基づいた取組を進めるとともに、引き続き「地球温暖化対策新実行計画改訂版 すいたんのCO2（こつこつ）大作戦R」及び「吹田市一般廃棄物処理基本計画 後期改訂版」を着実に推進する必要があります。